

一般社団法人北海道農業機械工業会

定 款

2015年5月

一般社団法人北海道農業機械工業会 定款

制 定	1970年 4月 1日
第1回改正	1973年 8月 1日
第2回改正	1990年 5月31日
第3回改正	1997年 5月30日
第4回改正	1999年 6月 7日
第5回改正	2009年 7月10日
第6回改正	2010年 7月20日
変 更	2011年 5月25日
第1回改正	2014年 5月21日
第2回改正	2015年 5月20日
第3回改正	2021年 5月20日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人北海道農業機械工業会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、農業機械工業の生産技術の向上、企業経営の高度化の促進、市場の拡大並びに農業機械の重要性の普及・啓蒙等に関する事業を行い、農業及び酪農畜産業並びにこれに関連する産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業機械の生産、流通及び利活用に関すること
- (2) 農業機械等の開発、改良に関すること
- (3) 農業機械等の普及並びに国内外における市場拡大に関すること
- (4) 農作業の安全等に関すること
- (5) 会員並びに関係機関等との交流及び連携に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 道内に主たる事務所を置き、農業機械及び関連器具等の製造事業を営む者で、本会の目的に賛同する個人または団体
 - (2) 賛助会員 道内に事務所を置き、農業機械等の販売又は保守点検事業を営む者で、本会の事業に賛同する団体及びその他本会の目的に賛同し、かつ本会の事業に協力しようとする個人または団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 会員は、本会に対して代表者としてその権利を行使する者(以下「正会員代表者」という。)1名を定め、これを会長に届け出るものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 前項第1号により資格喪失後、半年以内に未納会費を全納した場合は資格を復活させる。ただし、滞納中の権利は復活できない。半年を超えた場合は未納会費全納後に再入会を審査する。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の経費負担の額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議が出ない等のときには、役員候補全員の選任議案を一括で決議することができる。

4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合はその正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

ただし、総会の決議によって代表理事を定めた場合における総会については、出席した議長及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の変更)

第19条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員代表者の中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 第1項の規定にかかわらず、正会員以外の学識経験者を本会の理事とする必要がある場合には、総会の決議によって若干名を選任することができる。

4 理事又は監事が、正会員の資格を失ったとき及び正会員代表者でなくなったときは、役員の地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

第28条 理事会は年2回以上開催するものとし、必要ある場合に招集し開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第36条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第37条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 顧問

(顧問)

第39条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営において功労のあった者及び学識経験者のうちから、理事会の決議により委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答えて意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第11章 事務局

(設置等)

- 第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局長及び所要の職員又は嘱託を置く。
 - 3 事務局長は嘱託とする。
 - 4 事務局長は理事会の決議により任命し、職員及び嘱託の採用は会長、副会長及び専務理事の承認による。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人北海道農業機械工業会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の最初の会長は細倉雄二とする。
- 5 この定款は、令和3年年5月20日から施行する。